

大阪・関西万博きょうとアクションプラン・フラッグシップアクション 「LIGHT CYCLES KYOTO」実施運営に係る募集要領

1 事業の趣旨・目的

令和6年1月1日に100周年を迎えた京都府立植物園（京都市左京区下鴨半木町）では、次の100年を見据え、京都から世界の生物多様性の保全に貢献することを将来ビジョンに掲げ、博物館機能や研究機能の拡大、次世代に向けた取組等を行っている。

「LIGHT CYCLES KYOTO」は Les Studios Moment Factory inc.（以下、「MF社」という。）が制作し、次代を担う子どもたちや若い世代に向けて植物園の魅力を増大するため、生物多様性をテーマに、光、音、プロジェクションと植物とのコラボレーションにより、植物たちの世界や新たな植物の魅力を体験できる没入型エンターテインメントであり、100周年記念事業として、令和6年10月18日から12月26日まで実施したものである。

本事業により、若い世代をはじめとした8万人を超える多くの方が来場され、新たな植物園ファンの獲得につながった。令和7年4月13日から10月13日までの間には大阪・関西万博が開催され、万博を契機に関西を訪れる国内外からの方に対して、植物園の魅力や京都の夜の文化観光コンテンツとして広く発信することができることから、令和7年度においては、「大阪・関西万博きょうとアクションプラン」のフラッグシップアクションとして実施することとなった。

本要領は、令和7年度の「LIGHT CYCLES KYOTO」の実施運営に係る契約を締結するに当たり、公募型プロポーザル方式により、より良い提案を行う事業者を広く公募し、選定するために必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 大阪・関西万博きょうとアクションプラン・フラッグシップアクション
「LIGHT CYCLES KYOTO」実施運営業務
- (2) 事業会場 京都府立植物園（京都市左京区下鴨半木町）
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

「LIGHT CYCLES KYOTO」の事業趣旨や内容等を十分に理解し、令和6年度の実施状況や課題、令和6年度からの事業の拡充に留意するとともに、大阪・関西万博に合わせて、地元商店街等と連携し、周辺地域への来場者の回遊性を高めるなど地域全体として満足度を高める実施運営を行うものとする。

また、昼間の植物園との連携など自主提案についても積極的に検討すること。

なお、業務内容の詳細については、別紙「業務仕様書」を参照のこと。

4 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者
にあっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154
号）に基づく更生手続開始の申立てをした者
にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名
競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下
「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当
しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴
力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える
目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的
又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとす
る者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす
おそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 過去 5 年以内に日本国外に本社を置く企業・団体等との契約実績があること。

5 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府立植物園アートナイトウォーク実行委員会（以下、「実行委員会」という。）

事務局（京都府文化施設政策監付）

電話 075-414-4670 FAX 075-414-4255

メールアドレス bunshi-kan@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配付

ア 配付期間：令和7年2月5日～令和7年2月28日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 配付場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配付するほか、<https://www.pref.kyoto.jp/bunshi-kan/news/lightcycleskyoto.html> からダウンロードできる。

ウ 業務仕様書別紙1～5の配付

参加表明書の提出を前提とする者に対し、業務仕様書別紙1～5を配付する。なお、配付した資料の返却を求めることがある。

① 配付期間：令和7年2月7日～令和7年2月12日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

② 配付場所：実行委員会事務局（京都府文化施設政策監付）

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁2号館2階

※現場説明会参加者には、会場で配付します。

③ 必要書類：会社名、受取人氏名及び所属、連絡先が分かるもの（名刺等）

(3) 応募書類の提出の期限、場所及び方法

【提出書類】(9(1)に記載する書類)

ア 提出期限：令和7年2月28日正午

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで。ただし、2月28日は午前9時から正午まで）又は郵送（必着。書留郵便に限る。）

【企画提案書】(9(2)に記載する書類)

8に示すプレゼンテーション時に、日本語版8部、英語版1部をプレゼンテーション会場に持参すること。

(4) 参加資格確認通知書の送付

9(1)に記載する書類の提出後、実行委員会から、参加資格確認通知書（様式第7号）により結果を通知する。

6 現場説明会

(1) 開催日時：令和7年2月12日 午後1時～午後3時

(2) 集合場所：京都府立植物園多目的室（京都市左京区下鴨半木町）

(3) 申込方法：令和7年2月10日正午までに5(1)のメールアドレス宛て電子メール（件名は「LIGHT CYCLES KYOTO」実施運営に係る説明会」とする。）

により、会社名、出席者、連絡先を明記し申し込むこと。

- (4) その他：1事業者3名までの参加とし、会社名、出席者、連絡先が分かるもの（名刺等）を持参すること。

7 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和7年2月14日正午必着
- (2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより、5（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は質問書（様式第10号）または任意様式とするが、次の点に留意して記載すること。
- ア 件名は「LIGHT CYCLES KYOTO」実施運営に係る契約に関する質問」とすること。
- イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日時：令和7年2月21日
- (5) 回答方法：質問への回答は <https://www.pref.kyoto.jp/bunshi-kan/news/7lightcycleskyoto.html> に掲示し、個別には回答しない。

8 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 開催日時：令和7年3月上旬（詳細の日時は別途通知する。）
- (2) 開催場所：別途通知する。
- (3) 参加資格：参加表明書を提出し、実行委員会から参加資格確認通知書により参加資格有りとなり通知された者
- (4) プレゼンテーションの時間：40分間（プレゼンテーション：25分間、質疑応答：15分間）
- (5) その他：プレゼンテーション用の資料をパワーポイントで10枚程度（表紙を除く。）で作成し、当日印刷した資料を8部（カラー、両面印刷可）持参すること。

9 応募書類

- (1) 提出書類
- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 京都府税の滞納がないことの証明
- ウ 消費税及び地方消費税の納税証明
- ※イ、ウについては、発行日から3箇月以内のもの。コピー可。
- エ 法人（事業所）概要（様式第2号）

オ 過去5年以内に日本国外に本社を置く企業・団体等との契約実績を示すもの（任意様式）

※発注先、契約期間、業務の名称及び内容等を記載すること。

カ 協力法人がある場合

（ア）協力法人概要（様式第3号）

キ 使用印鑑届（様式第4号、様式第4-2号）

ク 共同企業体で参加の場合

（ア）共同企業体届出書（様式第5号）

（イ）共同企業体協定書

（ウ）委任状（様式第6号）

ケ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての法人について添付すること。

（ア）法人登記簿謄本（1部）※発行日から3箇月以内のもの。コピー可。

（イ）法人定款

コ 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての任意団体について添付すること。

（ア）団体の規約

（イ）役員一覧

（2）企画提案書

ア 提案内容

（ア）事業実施の基本方針

（イ）事業のスケジュール

（ウ）大阪・関西万博との連携策等の提案

（エ）収支計画

（オ）マーケティング戦略

（カ）実施体制

（キ）府立植物園との連携内容についての提案

（ク）LCKを起因とする京都府政への寄与についての提案

（ケ）その他特筆すべき提案

イ 提出書類作成方法、提出部数、様式など

提案書は、「企画提案書」（様式第8号）及び別紙「プロポーザル提案書様式」を使用し、日本語版8部と英語版1部を提出部数とする。プレゼンテーションや評価を適確に実施できるよう、提案項目ごとにまとめる。なお、日本語と英語の提案書は、いずれも同じ内容とし、英語の提案書についても、通貨及び単位は日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位で記載するものとする。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

10 評価方法等

(1) 評価方法

企画提案内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、評価基準に基づいて、審査委員の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

なお、評価基準については、参加表明書の提出を前提とする者に対し別途提供する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、評価基準のうち、「植物園への理解・連携」の項目点の合計が高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イにかかわらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 実行委員会の示す仕様を満たさない提案を行った場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

1 1 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日以降に、下記項目において <https://www.pref.kyoto.jp/bunshi-kan/news/7lightcycleskyoto.html> において公表するとともに、担当部署において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
- (3) 有識者の所属及び役職名並びに氏名

1 2 契約手続

- (1) 契約の候補者に選定された者と実行委員会との間で、協定内容等について再度調整を行った上で協議が調った場合、業務協定契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(様式第9号)を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

1 3 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、実行委員会から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、実行委員会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、別途定めがあるものを除き日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。